

第2回 あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会

議事要旨（要約版）

1 開催日時

令和6年7月16日（火） 午後7時00分～午後8時35分

2 開催場所

市役所 別館第1会議室

3 出欠席

出欠	氏名	所属
出席	鈴木 裕介	明星大学 人文学部福祉実践学科
出席	橋本 克彦	市民の代表
出席	山崎 直子	市民の代表
出席	◎ 松村 昌治	あきる野市医師会
出席	大塚 秀男	秋川歯科医師会
出席	○ 倉田 克治	あきる野市社会福祉協議会
出席	石村 八郎	あきる野市民生児童委員協議会
出席	吉村 幸子	あきる野市健康づくり市民推進委員会
出席	伊藤 元聡	あきる野市民間保育園園長会
出席	森田 康雄	あきる野市障がい者団体連絡協議会
出席	今 裕司	あきる野市介護事業者連絡協議会
出席	田中 藤治	あきる野市高齢者クラブ連合会
出席	平井 裕	西多摩地区保護司会あきる野分区
欠席	鈴木 信幸	青梅公共職業安定所
出席	早田 紀子	東京都西多摩保健所

◎:委員長 ○:副委員長

事務局：山田健康福祉部長、宮崎福祉総務課長、田中福祉総務係長、
小林福祉総務担当主査、福祉総務係矢部
(株)コクドリサーチ：崎川、川見、宮川

※ 次期あきる野市地域保健福祉計画の策定に当たり、市では、コンサルティング業務を（株）コクドリサーチに委託している。本委員会には、計画策定に至るまで毎回出席を予定している。市民アンケートの実施や分析、会議の資料作成、意見集約等、計画策定まで携わる。

4 内容

(1) 開会

(2) 挨拶

(3) 報告事項

①アンケート調査の結果（速報）について

(4) 協議事項

①次期あきる野市地域保健福祉計画骨子（案）について

- ②今後の会議スケジュール（案）について
- ③その他
- (5) その他
 - ①令和5年度実施状況調査に対する委員評価について
 - ②第3回あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会の開催について
- (6) 閉会

【資料】

- 資料1 あきる野市地域福祉に関するアンケート調査について
- 資料2 あきる野市地域保健福祉計画（骨子案）
- 資料3 今後のスケジュールについて
- 資料4 あきる野市地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査結果【速報版】

5 議事録（発言の主な内容）

(1) 開会 福祉総務課長

(2) 挨拶 松村委員長

福祉総務課長 それでは、委員長からご挨拶をいただきたいと思います。

委員長 皆さま、こんばんは。これからまたいろいろなことを考えていかなければならないと思いますので、関連なご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(3) 報告事項

①アンケート調査の結果（速報）について

委員長 それでは、報告事項に入ります。はじめに、①アンケート調査の結果（速報）について、事務局よりご説明をお願いします。

事務局 まず、資料の確認をさせていただきます。郵送にて事前配布させていただきました資料は、「次第」、「資料1 あきる野市地域福祉に関するアンケート調査について」、「資料2 あきる野市地域福祉計画（骨子案）」、「資料3 今後のスケジュールについて（案）」です。また、本日当日配布となりました資料につきましては、机上配付とさせていただきます、「資料4 あきる野市地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査結果（速報版）」、封筒の中に第3回の策定推進委員会の開催通知と令和5年度の実施状況調査に対する委員評価の資料一式が入っております。封筒の中の資料につきましては、会議の後半に（5）その他の①令和5年度実施状況調査に対する委員評価についてご説明いたします。資料の不足等はございませんでしょうか。
それでは、アンケート調査の結果について株式会社コクドリサーチよりご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

コクド 今回のアンケート調査を支援させていただいております、株式会社コクドリサーチの崎川と申します。よろしくお願いいたします。それでは「資料1 あきる野市地域福祉に関するアンケート調査について」をご覧ください。今回行ったアンケート調査結果概要の資料になります。調査対象者は、あきる野市在住の18歳以上の方2,000名を対象にしております。成人年齢引き下げにより、18歳と19歳の方も含めて調査をさせていただきました。調査方法については、郵送での配布とインターネットによる回答もできるようにさせていただいております。合計の回収数が978票、回収率は48.9%となっております。回収数の内

訳についてですが、郵送回収が約8割、インターネットによる回答が約2割となっております。調査内容に関しましては、アンケートの回答者について、ご近所との関係について、地域における交流・活動について、ボランティア活動について、災害時の対応等について、保健福祉施策についてお伺いしております。

2ページをご覧ください。アンケート調査回答者の年代別集計結果となっております。概ね紙の調査票に関しては、年代が上がるごとに回収率が高くなっており、Web調査は18歳から30歳代までは大体同じく14%程度、40歳代が一番高く18.8%、50歳代から段々下がり70歳代は2.4%の方にWebで回答をいただきました。下はそれを積み上げたグラフとなり、階段状に回答率が上がっております。続きまして、本日も当日配布資料となりました、資料4をご覧ください。現在は単純集計とクロス集計を算出し終えた状況となり、今後調査結果報告書をまとめさせていただきます。そのため、本日はアンケート調査の速報値について簡単にご説明させていただきます。

まず資料4の1ページをご覧ください。今回、回答いただいた方の属性についてですが、性別は女性の方が多く、年齢は年代が上がる毎に階段状に回答者数が多くなっています。2ページでは回答者の年齢についてのクロス集計表を掲載しております。表の左側には、性別・ブロック別・家族構成別・職業別の属性を設定しており、それぞれ属性毎の回答がどのようなものであったかが分かるように集計しております。ブロックについては次の3ページで居住地区に関する設問結果とともに地図を掲載しております。3ページをご覧ください。今回の調査では草花、菅生などを含む第1ブロックの回答者数が減少し、秋川、秋留などの第2ブロックの回答者が増加しています。

続いて4ページの居住地に関するクロス集計表では、回答者数の多い第2ブロックでそれぞれの回答者属性が高くなる傾向がみられますが、特に表中のグレーに色づけしております、三世代家族の割合が第2ブロックでは約5割と高い傾向がみられました。

続きまして5ページ、家族構成についてです。前回調査と比較すると「一人暮らし」が増加し、「二世世代家族」が減少しています。6ページのクロス集計表で、グレーに色づけしている年齢別の回答内訳をみると、50歳代までは二世世代家族が多く、60歳代以降は夫婦のみの世帯が多くなっていることがわかります。また、今回の回答者に限る統計ではありますが、70歳以上は約26%が一人暮らしの状況であることもわかります。

続いて7ページ、回答者のご職業についてですが、傾向としては前回調査と大きく変わらず、「無職」が最も多く、「常勤でお勤め」の方が次に多くなっています。いわゆる年金受給者の方が無職に含まれるため、このような集計結果になっています。8ページのクロス集計表を年齢別にみますと、18～19歳では「学生」の方が、20歳代から60歳代までは「常勤でお勤め」の方が、60歳代では同率で「パート・アルバイト」の方も多く、70歳以上は「無職」の方が多いという結果になっています。その他では、20歳代から40歳代での「専業主婦」の方が5～8%程度と、近年の共働き世帯増加の影響もあり少ないこと、70歳以上でも「パート・アルバイト」の方が7.3%いらっしゃるなど、高齢者の社会参加が進んでいることも推察することができます。

続いて9ページの居住年数についてですが、こちらも前回調査と大きな傾向の変化は無く、30年以上にわたってあきる野市にお住まいの方の回答が多いことがわかります。

次に11ページ、あきる野市の暮らしやすさについて伺った設問です。「暮らしやすい」との回答が若干増加したものの、「どちらかといえば暮らしやすい」が減少したため、この二つの選択肢を合計した、グラフ右側の数字『暮らしやすい』はほぼ変化がありませんでした。12ページのクロス集計表では、グレーに色づけしている居住ブロック別の項目をご覧いただきたいのですが、グレーになっているブロックについては「暮らしやすい」と「どちらかといえば暮らしやすい」を合計すると8割を超えるブロックとなっています。第5ブロックでも「暮らしやすい」の合計値は7割以上と決して低くはないのですが、「暮らしにくい」の合計値が25%近くとなり、6ブロック中もっとも回答が多くなっています。以上が今回のアンケート調査に回答いただいた方の属性についてのご説明となります。簡単に要約しますと、回答者の属性については大まかな傾向に変化はなく、70歳以降の回答が多いものの、40歳から60歳代も合計すると約45%、18歳から30歳代が約15%ほどの内訳となります。市内でも人口の集中している第2ブロックの回答者が多く、二世帯家族が多くなっているが、60歳代以降では一人暮らしや夫婦のみ世帯が多くなっています。年金受給者を含む無職の方が多くなっていますが、3割弱は常勤での勤務をしており、多くは30年以上市内に居住している方が主な回答者の属性となっております。

続きまして14ページをご覧ください。14ページ以降では今回のアンケート調査における単純集計の結果を全てお示ししております。現在グラフを含む調査結果報告書を作成しておりますので、数値のみのお示しとなりますことをご容赦ください。調査結果につきましては報告書において詳細をご覧いただきたいと考えておりますので、本日は結果速報から、今回の調査で新規に設定した設問の結果のみ、ご説明させていただきます。

まず18ページの問13-2です。こちらはボランティア活動に参加してみたいと回答いただいた方へ、参加してみたいと思った理由を伺った設問となります。最も多い回答は「困っている人を助けたいから」で46.3%、続いて「地域交流を深めたいから」、「経験してみたいから」の順で多くなっています。この結果から、地域での助け合いの心や地域とのつながりをもちたいと思う気持ちは決して少なくないことが分かります。今後は気軽に参加出来るボランティア体験の機会を作ることや、地域で実施されているボランティア活動の周知などが必要と考えられます。

続きまして20ページの問18をご覧ください。再犯防止に関する取組である、「社会を明るくする運動」や「保護司の活動」についての認知度に関する設問です。「両方とも聞いたことがある」をそれぞれに加算すると、「社会を明るくする運動」の認知度は27.8%、「保護司」の認知度は39.4%となっています。続いて問19から19-2までの設問では、成年後見制度について伺っています。制度自体の認知度は58.8%、相談窓口の認知度は23.7%に留まっています。具体的に知っている相談窓口については、「市役所」が最も多く、「社会福祉協議会」が続いています。

以上、雑駁ではありますが、アンケート調査速報値に関するご説明をさせていただきました。次回の委員会までには経年比較やクロス集計表を含む調査結果報告書をお示し出来るよう作成を進めて参ります。

委員長

事務局の説明が終わりました。

ご意見、ご質問等がございましたらお受けいたします。

委員 2ページで第2ブロックが395人となっており、ほかのブロックに比べて人数が多いのですが、これは地域の人口比に合わせて算出した数字になっているのでしょうか。

コクド 今回抽出において、無作為抽出と書いてはありますが、層化無作為をとっておりまして、年齢で比率の多い方は多く抽出させていただいており、住んでいる地域も同じということで、できるだけ均等にさせていただいております。

委員 人口比ということでしょうか。

コクド 人口比でございます。

委員長 ほかに、何かございますでしょうか。

委員 前回の調査はいつでしょうか。

事務局 5年前になります。

委員 70歳以上の割合が多いと思うのですが、80歳、90歳と年齢区分を分けてもよいのではないのでしょうか。あきる野市では70歳以上の割合が多く、それぞれの年齢によって回答や意見も変わってくるかと思いますので今後検討していただけたらと思います。

委員長 ほかに、何かございますでしょうか。
ご質問がなければ、次の協議事項に移ります。

(4) 協議事項

①次期あきる野市地域保健福祉計画骨子(案)について

委員長 はじめに、「① 次期あきる野市地域保健福祉計画骨子(案)について」です。骨子案については長いため、区切って進めていきます。それでは事務局よりご説明願います。

事務局 それでは説明します。「資料2 次期あきる野市地域保健福祉計画の骨子(案)」をご覧ください。本日は第1章、第3章について説明させていただきます。第2章、第4章、第5章につきましては、アンケートの分析結果を踏まえて文章を入れていく予定ですので、次回の策定推進委員会でご説明させていただきたいと思っております。それでは、「第1章 計画策定に当たって」についてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。「1 計画策定における背景と目的」です。あきる野市地域保健福祉計画は、本市における保健・福祉に関する総合的な指針となるものであり、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。平成12年3月に初めて策定した「あきる野市地域保健福祉計画」は、社会情勢の変化などを踏まえながら5年ごとに改定を行い、地域福祉の推進に努めてきました。介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度などの制度や分野ごとの「縦割り」では解決が困難な課題に対応するために、令和2年3月に策定した「あきる野市地域保健福祉計画」では、福祉分野別計画の上位計画として、それぞれの関連計画の道標となる横断的な構成としておりました。近年、我が国では少子高齢化が進行するとともに、家族形態も多様化しており、地域住民間のつながりも希薄化する傾向にあります。暮らしの中での生活課題も、8050問題やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもり、生活困窮など多岐にわたっており、複雑化・複合化する課題を抱える個人や世帯も増加しています。このような状況や課題を踏まえ、これまでの枠や「支え手」「受け手」といった関係を超え、人と人、人と社会がつながり、助け合いながら生活することができる地域を構築す

る、地域共生社会の実現が求められています。今回の新しい「あきる野市地域保健福祉計画」では、各分野の制度では解決できない課題を抱える制度の狭間にいる人や、多様化する課題にも対応しながら地域生活課題を解決するため、社会福祉法の第107条に基づき、ゆるやかにつながる環境の構築や包括的に受け止める体制づくりの施策を定めております。また、各分野別計画における施策を推進していくための理念となる計画としています。

続いて、「2 地域福祉計画に盛り込むべき事項」に移ります。4ページをご覧ください。社会福祉法の第107条では、市町村には地域福祉の推進に関する事項として囲みの中の5つの事項、(1) 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項、(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項、(5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を一体的に定める計画として、地域福祉計画を策定することが求められており、これらを盛り込むことが「市町村地域福祉計画」であるための条件となります。計画の策定においては、法改正の趣旨を理解し、具体的な内容を示すとともに、その他必要な事項を加えて計画を策定する必要があります。第1章の「1」と「2」の説明は以上となります。

委員長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

ご意見、ご質問等がございましたらお受けいたします。

委員 今回いただいた資料と前の資料を見比べながら読ませていただきました。2ページの計画策定の背景及び目的は、福祉計画の位置づけ、背景、目的が分かれていて、非常にわかりやすい文章だと思います。ただ、その中で一つだけ、8050問題というものがわからないので、これが何かということを含弧書きでもいいので入れていただきたいと思います。

事務局 ご意見ありがとうございます。ここに出てくる8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーというのは、聞きなれない言葉が多いため、冊子にするまでに注釈やコラムで掲載する予定にしております。ちなみに8050問題というのは、家庭の中に80歳の親が居て、50歳の引きこもりのお子さんがいるご家庭を示しております。

委員長 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

ほかになければ、次に移ります。

事務局よりご説明願います。

事務局 それでは、第1章の「3」から「5」をご説明させていただきます。5ページの「3 計画の位置づけ」をご覧ください。「あきる野市地域保健福祉計画」は、「第2次あきる野市総合計画」を上位計画とするとともに、福祉分野の個別計画の上位計画として位置付けられます。また、本市が策定するその他の関連する計画や、あきる野市社会福祉協議会が社会福祉法第109条の規定に基づき策定する「地域福祉活動計画」とも連携し、地域福祉の推進を図るものです。本計画では、成年後見制度利用促進法第14条第1項に規定する市町村成年後見制度利用促進計画及び、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する市町村再犯防止推進計画を包含して策定します。なお、既に策定している分野別計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことがで

きるとされていることから、本計画に盛り込むべき事項が記載されている、あきる野市障がい者福祉計画（障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画）、あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、あきる野市健康増進計画「めざせ健康あきる野21」、あきる野市自殺対策推進計画、あきる野市子ども・子育て支援総合計画については、「あきる野市地域保健福祉計画」の一部とみなし、本計画の理念をもって推進していくこととします。各分野別計画に記載されている計画等につきましては、今後計画書に資料として掲載する方向で進めております。

続きまして6ページの「4 計画の期間」をご覧ください。本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。最終年に当たる令和11年度には、社会情勢や計画の進捗状況、関連計画との整合性を踏まえた改定作業を行い、令和12年度を初年とする新たな計画を策定します。なお、社会情勢の変化等に応じ、必要な見直しを行っていくものとします。

続きまして、「5 SDGsについて」説明いたします。8ページをご覧ください。SDGs（持続可能な開発目標）は、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、平成27年9月の国連サミットにおいて、全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられました。令和12年を達成年限とし、経済・社会・環境などに係る17のゴールと169のターゲットから構成されており、令和2年からの10年をSDGs達成に向けた『行動の10年』とされています。本計画においては、8ページ下に挙げています、10の目標に関連しています。第1章についての説明は以上になります。

委員長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

ご意見、ご質問等がございましたらお受けいたします。

委員 8ページのSDGsです。10年後には、患者が診療所に来ることができず、往診しなければならない状況になります。SDGsは素晴らしいことですが、貧困地域を対象としたものであるため、今後日本もこれに入ってくるのではないかと懸念されています。介護保険料がどんどん上がることや、施設をつくらないこと、家庭では見られないという状況もあります。SDGsを載せていますが、次の計画策定ではかなり難しくなり、どこかで福祉などのサービスを区切る時期が来るのではないかと感じております。

委員 SDGsについて調べました。まず、なぜここにSDGsが出てきたのか調べると、あきる野市第2次総合計画にSDGsの推進が入っていて、それを受けてここに出てきたのだと理解しました。調べたところ、全国で185の都市がSDGs未来都市のモデル事業に手を挙げ、この近くでは日野市が昨年手を挙げて選定されています。この場で言う話ではないのですが、あきる野市は未来都市に手を挙げる覚悟はあるのでしょうか。手を挙げるなら、それに向けて福祉計画を推進しますと明記するべきだと思います。先ほど委員の方から10年後はわからないとお話がありました。確かに2030年までの計画なのでわからないと思いますが、政府が力を注ぎ、毎年手を挙げている都市があるのであれば、あきる野市もやるべきではないかと思います。みなかみ町という1,700人くらいの町があり、SDGsのキャッチフレーズが水と森林と人を育むとなっています。まさに水と森と山があるあきる野市の環境の中で、新しい福祉計画の中にある人を育むということを謳いあげるキャッチフレーズとしていいのではないかと思います。10年後はどうかわかりませんが、ただ単にSDGsについて書くのではなく、今世界中がそれに向けて動こうとしている中で、あきる野市もSDGsに取り組みますという宣言を、このページに入れるべきではないかと思います。

- 委員長 ありがとうございます。「持続」という点に関しては、日本は2,000年以上も続いているので、その点については十分であると考えております。
- 委員 2023年度の日本の達成度ランキングは世界21位で79点、2022年度は19位で毎年世界レベルではポイントが下がってきているというのが実態です。今お話があったように、あきる野市はちょっと遅れていると思います。どうなるか分からないものに手を挙げるべきか迷うところや、あきる野市でやれるのかという問題もあるかと思いますが、やるなら徹底してやりましょう。ただ、私は持続可能な開発目標という言葉より、あきる野市が書いた持続可能な社会を進めるという文章のほうが好きなので、SDGsという言葉を使いながら、別の言い回しで文章にするのが望ましいかと思ます。
- 委員 不勉強で申し訳ないのですが、第1次、第2次、第8期、第9期と書いてある計画と、書いていない計画の違いがよくわからないので、ご説明願います。
- 事務局 ご説明いたします。第7期、第8期、第9期と数字が振られている計画につきましては元々あるものが改訂されていて、今回の地域保健福祉計画は作り変えるため数字を付けていない形となっています。
- 委員 先ほど、あと10年と話されていましたが、以前も話したように2030年まではあと6年です。私は皆さんと違ってSDGsは推進した方がよいと思っているので、これが全て解決したら戦争がなくなるのではないかと楽観的な見方をしています。
- 委員長 ありがとうございます。
- ご意見、ご質問などございますでしょうか。
- ほかになければ、次に移ります。
- 事務局よりご説明願います。
- 事務局 ご説明させていただきます。第2章は先ほどご説明しました通り、アンケート結果の分析が終わり次第掲載し、次回の策定推進会議でお示ししたいと思っております。
- それでは、第3章「基本理念と基本目標」の説明に移ります。資料の12ページ「1 基本理念」をご覧ください。前計画では、自助・互助・共助・公助を基本とした市民との協働のまちづくりを推進することで、全ての市民が住み慣れた地域で、健康で安心して暮らし、いきいきと活動できることを目指し、「笑顔あふれる 安心して暮らせる保健福祉都市をめざして」を基本理念とし、様々な取組を行ってまいりました。前計画策定以後も、社会福祉法をはじめとした福祉関連法の改正や、さまざまな福祉課題の表出、新型コロナウイルス感染症の拡大など、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化し続けています。このような変化から地域福祉推進に向けては、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、住み慣れた地域で、ともに支え合いながら、安心して暮らすことができるよう、市民の地域福祉活動への参加や各種環境づくりを進めながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが重要となっています。本計画ではそのような地域福祉を推進していく上での考え方を踏まえるとともに、「第2次あきる野市総合計画」の基本理念4「お互いが支え合い、育て合うまちづくりを進めよう」の考え方を基に、「みんなが支え合い、育ち合うまち」を基本理念とします。以上で説明を終わります。
- 委員長 事務局の説明が終わりました。
- ご意見、ご質問等がございましたらお受けいたします。

- 委員 地域福祉は地域の皆さんと一緒に進めていかなければならないことです。2ページに共生社会という言葉が出ていましたが、共生社会との関連も出てくると思います。今問題になっているのが、あきる野市の町内会、自治会の加入数がどんどん落ちてきており、そのうち町内会、自治会がなくなるのではないかとことです。この辺りの問題がどうなっているのかは、ここに書いてある「みんなが支え合い、育ち合うまち」にも結びつくのではないかと思います。総合計画の方でも町内会・自治会の加入に関して提起していますが、そういったことを含めた地域福祉を考えていく必要があるのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。
- 事務局 ご意見ありがとうございます。第4章の施策の展開で、自治会、町内会の加入などについて触れていく予定としております。
- 委員 社会福祉協議会でも地域福祉を進めていますが、町内会、自治会の問題が非常に難しい局面に入っており、あきる野市においても真剣に考えていただきたいと思っています。町内会、自治会がなくなっていくと地域福祉にも影響するため、具体的に書いてもらいたいと思います。
- 事務局 ありがとうございます。
- 委員長 ほかに、ご意見、ご質問等などございますでしょうか。
なければ、次に移ります。
事務局よりご説明願います。
- 事務局 「2 基本目標」について説明させていただきます。13ページをご覧ください。基本目標は前回いただいたご意見を基に、「ゆるやかにつながるまちをめざそう」「誰ひとり取り残さないまちをめざそう」としたいと考えております。
まず、「1 ゆるやかにつながるまちをめざそう。」についてです。身近で困っている人や災害時の助け合いなど、地域での福祉課題を「我が事」として認識し、お互いに助け合い、支え合う意識を醸成することが重要となっています。このような意識づくりのために、意識の向上を図り、地域全体に福祉のこころを育む取り組みを進めるほか、地域福祉に関する活動に主体的に参加できる人材や団体の育成・支援を促進します。また、多世代交流の機会を創出することや、誰でも集まることのできる居場所づくりなどを通して、すべての人が日頃から気軽に挨拶をし、声をかけあい、互いに助けあうことができるような、人と人、人と地域がゆるやかにつながるまちを目指し、地域共生社会の実現につなげます。
次に、「2 誰ひとり取り残さないまちをめざそう。」についてです。支援を求める人に支援が行き届くよう、福祉に関する情報提供をはじめ、行政による相談はもちろんのこと、地域で活動する各主体による相談も含めた、幅広い、切れ目のない相談支援体制の充実が重要となっています。さらに、複雑化・複合化している地域での福祉課題に対応するために、各種相談機関の連携強化が求められるほか、積極的に地域へ出向いたり訪問をしたりすることで悩みや課題を抱える人を把握し、必要な支援へとつなげる活動も求められています。このような課題に対し、包括的な相談・支援体制を構築し、各種関係機関が重層的に支援を行うことで、誰ひとり取り残さないまちづくりを目指します。また、判断能力の不十分な人が財産の管理や福祉サービスの利用を適切に支援できるよう、権利擁護の取り組みを推進します。あわせて、犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰の促進についても取り組むことで、すべての人が支え合いながら安心して生活できる地域を目指します。
- 委員長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。

ご意見、ご質問等がございましたらお受けいたします。

委員 基本目標（１）のゆるやかにつながるまちをめざそうという、ゆるやかという言葉はやわらかい感じがして個人的に良いと思います。文章にある「すべての人が日頃から気軽に挨拶をし、声をかけあい」というのはゆるやかな感じがするのですが、「互いに助け合うこと」はイメージしにくいようにも思えます。「ゆるやか」に関して、事務局側のイメージがあれば教えていただきたいと思います。

事務局 ご質問ありがとうございます。お話しいただいた、気軽に挨拶をし、声をかけあう、といったことはイメージが付きやすいと感じます。ゆるやかという言葉は言い換えると、ゆっくりや少しずつなど、挨拶や声掛けを行いながら、少しずつ交流を深めたり、お互いのことを理解しあったり、いざという時に助け合ったり、少しずつゆっくりつながっていくようなイメージとしております。

委員長 ありがとうございます。

ほかに、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

委員 「みんなが支え合い、育ち合うまち」このフレーズがどこから出てきたのか考えていたところ、あきる野市総合計画の説明の中に、「持続可能なまちづくりの実現は、SDGsが掲げるビジョン、持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない経済、社会、環境の総合的向上が実現された、未来への先駆者を目指す」と書いてありました。今回計画にある誰一人取り残さないということにぴったりだと思いますので、SDGsについてはもう少し深く書いたほうが、この後の計画の体系につながってくるのではないかと思います。

委員長 ありがとうございます。

ほかに、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

なければ、次に移ります。

事務局よりご説明願います。

事務局 ご説明させていただきます。14ページの「3 計画の体系」については、前回の策定・推進委員会でお伝えしたものと大きく変わりありません。ただ、施策の上から4番目の「隙間なく包括的に受け止める支援体制の構築」に付随する施策の展開において、「地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備」については、前回入れていた社会的孤立、8050問題、ヤングケアラーなどの具体的な表記を削除しました。この後の施策の展開では、表記していく予定です。また、その下の「課題を抱えながらも支援が届いていない人の把握と支援」については、「複合化、複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人の把握、アウトリーチ機能の構築」と記載しておりましたが、アウトリーチ機能の構築が目的と捉えられることが懸念されたため、表記の仕方をおのように変えております。アウトリーチについても、支援が届いていない人の把握という点で、施策の展開の中で触れていく予定です。

第3章の説明は以上になります。

委員長 事務局の説明が終わりました。

ご意見、ご質問等がございましたらお受けいたします。

委員 地域の中核は町内会だと思うのですが、14ページ一番上の地域で活動する人や団体への支援について、曖昧な団体ではなく、「町内会、自治会、団体への支援」とはっきり書いた方がよいのではないのでしょうか。これではボランティア団体へ

の支援のようになります。ここがしっかりしないと災害時に市の職員だけでは対応できないと思います。

事務局 ありがとうございます。福祉サービス連携推進会議でも話し合い、検討していきたいと思います。また、次回委員会でお示しいたします。

委員長 ほかに、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員 先ほどお話があったゆるやかですが、言葉としてはよいと思いつつ、具体的にはどうなのかなと思っています。ゆるやかにつながるまちを目指していますが、災害時にゆるやかな対応では無理で、そのために、ゆるやかの中でも強固なつながりや機敏に動ける体制を作り、ゆるやかというイメージとは真逆のことが求められるということ、どこかで理解しておかなければならないということが一つあります。「3 計画の体系」の「つながるしくみづくりの推進」で、「担い手の確保と育成」とありますが、例えばつながっていくような意識や、そういう空気感を作っていく協力などの意識の醸成が必要だと思っています。そういった意味で、地域のみんながつながる支援では、意識を醸成していくということにアプローチした方がよいのではないかと思います。私は町内会も自治会も大事だと思っているので、誤解してほしくないのですが、町内会、自治会の加入率が5割を切っていたり、学校PTAの不要論があったりしますが、何らかの形でつながりをつくり、お互いが支え合うことの大事さをどこかで皆さんに実感してもらわないと、町内会に入りましょう、学校と地域と保護者が連携して子どもたちのために何かをやりましょうと言っても、実際には動いていかないと思います。そういった意味でどういう空気感を作り皆さんと意思を共有していくのかということ、この施策の一つの柱として入れていくことが、人権福祉に対する意識よりも大事だと思っています。ぜひその辺りを加えていただきたいと思います。

委員長 ありがとうございます。自治会に入るメリットのような文言がいくつかあればよいかと思います。私もあきる野市に住んでいたときは自治会に入りましたが、入らない人もいると思うので、これからの課題になってくるのかなと思います。

ほかに、何かございますでしょうか。

ほかになければ、次に移らせていただきます。

第4章「施策の展開」について、事務局よりご説明願います。

事務局 ご説明させていただきます。15 ページ以降の第4章施策の展開についてです。施策の展開につきましても、アンケートの分析結果を基に文章を入れていく予定です。構成としましては、16 ページ、17 ページをご覧ください。現状と課題、施策の方向性、各施策の展開の説明文、市民の皆さんが取り組むこと、行政がどのような取り組みをするかについて記載する予定です。現計画は、市や社会福祉協議会の取組を施策として掲載しておりましたが、次期計画の「ゆるやかにつながるまちをめざそう」の目標については、市が取り組むのはもちろんのこと、市民のみなさんや地域が主役の計画になると考えておりますので、市民の皆さんの取組についても掲載したいと考えております。また、活動している市内の団体の方々に「こういった取り組みをしています」という紹介を兼ねたコラムなどを依頼できたらと考えています。委員の皆さまが所属されている団体で取り組んでいることで、この計画のこの部分に載せたいという活動がありましたら、ぜひ教えていただきたいと思っております。次回の委員会では、文章が入った状態でお示しできるよう引き続き策定作業を進めていきたいと思っております。

第4章の最後に成年後見制度利用促進計画と再犯防止の推進に関する計画が入ります。20ページをご覧ください。成年後見制度利用促進計画についてです。平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。国は平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画を策定し、促進法第14条第1項に基づき市町村は、国の基本計画を勘案して成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力するものとしています。本市における「成年後見制度利用促進基本計画」は、以下の施策に取り組むことで権利擁護の推進を図ります。今後策定していく中で計画書の下の部分に記載する項目については、資料に書かれている通りとなります。この部分については、成年後見制度利用促進協議会という会議において検討いただいております。

次に21ページの再犯防止の推進に関する計画についてです。平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防ぎ、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。国は平成29年12月に再犯防止推進計画を策定し、促進法第8条第1項に基づき市町村は、国の基本計画を勘案して再犯の防止等に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力するものとしています。本市における「再犯防止の推進に関する計画」は、以下の施策に取り組むことで地域福祉の充実を図ります。再犯防止の推進に関する計画についても、下の部分に書かれた項目に沿って文章を入れていく予定となっております。以上で計画骨子案の説明を終わります。

委員長 事務局の説明が終わりました。

ご質問、ご意見がございましたらお受けいたします。

委員 成年後見制度を利用するには、費用が掛かるのでしょうか。

事務局 利用すること自体には掛からないのですが、申し立てに掛かる費用や後見人が決まったあと、仕事の内容に応じた報酬という形でお金が掛かる場合があります。

委員 それは、どれくらい掛かるのでしょうか。

事務局 裁判所の審判によるもので目安は出ていますが、これをすればこの金額ということとは示されていません。

委員 40万ぐらい掛かると聞いたことがあるのですが。

事務局 だいぶ前の話ですが、基本的な目安として裁判所が1か月3万円ぐらいと出したことがあります。それを12か月で考えると40万ぐらい掛かるというお話があったのは事実ですが、今裁判所としては、金額の目安は出しておらず、審判によるものとされています。

委員 お金は掛かるということですね。

事務局 お金は掛かりますが、金額の目安は示されていないとご理解いただけたらと思います。

- 委員長 ほか、何かございますでしょうか。
- 委員 施策の展開の中の市民ができることについてですが、初回にお話ししたラジオ体操を入れていただけたらと思います。健康増進計画と被るかもしれませんが、秋留台公園やいろいろな公園や広場で、市民の方がラジオ体操をされています。
- 委員 施策の展開のところで、市民のみなさんや各課で取り組んでいる事業は、市民の方々に内容を知ってもらえたり、またそれぞれの立場からのアプローチがあるので良い作り方だと思っています。介護保険事業の連絡会に出ていますが、そういった取り組みも何らかの形で紹介できたらと思います。
- 事務局 成年後見制度利用促進計画については別のところで進められているというお話でしたが、再犯防止の推進に関する計画策定については、どのように検討されているのでしょうか。
- 委員 再犯防止については、保護司会でこちらの案をお示ししながらご意見をいただき、形にしていきます。その後こちらの委員会において皆様からのご意見をいただくという形で進めてまいりたいと思っています。
- 委員 これは私が言う話ではないのかもしれませんが、この間も世の中を震撼させるような事件が起きていて、誰ひとり取り残さない、触法の方々がもう一度社会に復帰していくというのは、相当善意に頼った仕組みだと思います。例えば事業所の経営者という立場では、就労の機会を本当に提供できるのかと相当逡巡します。保護司や民生児童委員などの善意に頼った仕組みに対して、あきる野市としてできることに限りはあるかもしれませんが、国や東京都の基準ではない部分で何かをやっていないと、支えていくという形も難しくなります。例えば再犯防止を進めるなど、もっと大きな仕組みづくりのところでも構いませんので、ぜひご検討いただきたいと思います。
- 委員 今ご意見いただきましたが、私も保護司として6年間務めております。先ほどの事件については大変話題になっており、保護司としてどうあるべきか、今後どのように進めていくべきか、混乱しているという状態であります。民生委員さんもそうですが、保護司というのは志を持ってということが大前提になっています。報酬制度についてはいろいろな意見がありますが、賛成する方や報酬制度の中で保護司活動を続けるという方はいらっしゃると思います。ただ、安全を確保するということが最優先される問題ですので、どのように具体的に becoming していくのか保護司の皆さんは注目しています。この再犯防止推進計画の方針という部分で保護司として携わっていくものがいくつかあり、それが再犯防止につながればと思います私も参加させていただいています。他の地域ででき上がっているものも参考にはなりますが、あきる野市独自で計画が立てられて、今後の保護司活動に寄与できればと思っています。
- 事務局 21 ページの推進計画の下から2番目、民間協力者の活動の促進ですが、民間協力者というのは具体的にどういう方を捉えているのでしょうか。
- 委員 ご意見ありがとうございます。この21ページの民間協力者というのは、保護司はもちろん、更生保護女性会や協力事業主についても活動の促進というところで取り組んでいければと考えています。
- 委員長 ありがとうございます。
- 委員 「再犯防止の推進」が、なぜ突然ここに入ってきたのか教えていただきたいです。また、再犯防止の推進の担当課は市の中にあるのでしょうか。

- 事務局 再犯防止の推進に関する法律については、平成 29 年 12 月に市町村も計画を定めたほうがよいと決まりました。前回の計画を立てたときには、あまり取り組みが進んでいなかったのですが、この数年の間に再犯防止についての取り組みが進んでまいりましたので、あきる野市も今回ここに包含させていただくことにいたしました。保護司の活動の支援や社会を明るくする運動の推進については、福祉総務課が担当しております。
- 委員 後で説明があると思いますが、評価というのをざっと見ると、再犯防止などは一切ありません。ということは、担当課はないということですか。
- 事務局 今、こちらで見ていただいている図表については令和 4 年度となり、今回追加されたものが令和 5 年度となります。再犯防止の取り組みということで、はっきりと動き出していることは今のところまだないのですが、保護司さんの支援や社会を明るくする運動の推進活動も再犯防止の推進の一つになります。地道に少しずつやっていくという段階になります。
- 委員 項目には入っていないのですか。
- 事務局 保護司会のことについては入っています。
- 委員長 ありがとうございます。ほかに何かご意見ございますか。
- ご意見がなければ、次に移ります。

②今後の会議スケジュール（案）について

- 委員長 今後の会議スケジュールについて説明をお願いします。
- 事務局 今後の会議スケジュールについて、資料 3 をご覧ください。第 3 回につきましては、後ほど詳しく説明させていただきますが、8 月 30 日金曜日の 19 時から、第 4 回につきましては、10 月 9 日水曜日の 19 時からを予定しております。第 5 回につきましては、開催日程が決まり次第お示ししたいと思います。説明は以上です。
- 委員長 事務局の説明が終わりました。
- ご質問、ご意見がございましたらお受けいたします。
- ご意見がなければ、次に移ります。

(5) その他

①令和 5 年度実施状況調査に対する委員評価についてについて

- 委員長 次に（5）その他①令和 5 年度実施状況調査に対する委員評価について、事務局より説明願います。
- 事務局 ご説明いたします。封筒の中をご確認ください。封筒の中には令和 5 年度実施状況調査票及び資料の配布について、びわ色の提出用の調査票、保管用の調査票、資料 1 令和 5 年度実施状況調査のとりまとめ、資料 2 評価指標実績調査、返信用封筒が入っております。資料 1 と資料 2 を参考にいただき、提出用と保管用の調査票にご記入をお願いいたします。記入が終わりましたら、お忙しい中大変申し訳ございませんが、びわ色の提出用調査票につきまして、7 月 25 日木曜日までに返信用封筒にて郵送いただきたいと思います。委員の皆さまの評価を取りまとめたものを第 3 回の委員会でご報告させていただきますので、次回忘れずに資料をお持ちください。以上で説明を終わります。

委員長 事務局の説明が終わりました。
ご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

委員 7月25日の木曜日までに郵送ということですが、これは消印なのでしょうか、到着なのでしょうか。

事務局 消印となります。郵便ポストに7月25日までにに入れていただけたらと思います。

委員長 ほかになければ、次に移ります。

②第3回あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会の開催について

委員長 次に（5）その他②第3回あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会の開催について、事務局より説明願います。

事務局 ご説明いたします。封筒の中にもう一つ開催通知をお入れしています。次回は8月30日金曜日19時より行います。場所は前回の委員会を開催いたしました本庁舎5階の503会議室となります。

次回は先ほどご説明いたしました、令和5年度の実施状況調査の委員評価の報告を行うとともに、本日までご説明できなかったアンケートの分析結果のご報告と、分析結果を基に骨子案の第2章と第4章の策定を進め、お示ししたいと考えておりますので、次回委員会のご出席もどうぞよろしくお願いいたします。

また、本日の会議の議事録要旨につきましては、一度郵送もしくはメールにてお送りいたしますので、皆様にご確認いただき、その後ホームページで公開します。今までメールでのやりとりを行っていなかった方で、今後はメールなどでのやりとりの方がご都合がよろしい場合は、事務局にお声掛けください。

最後になりますが、今回の会議の報酬につきましては、7月末頃に口座に振り込みをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

委員長 ありがとうございます。

ほかに、何かございますでしょうか。

なければ、以上を持ちまして議事を終了いたします。

それでは、司会へお返しいたします。

(6) 閉会

福祉総務課長 皆さま、長時間にわたりお疲れさまでした。委員長におかれましては、スムーズな議事進行を本当にありがとうございました。説明にもありました通り、次回の本会議の開催は8月30日金曜日となります。それまでの間、何かございましたら福祉総務課までご連絡ください。

それでは最後に、副委員長から閉会のご挨拶をお願いいたします。

副委員長 長時間にわたるご審議ありがとうございました。先ほどの地域のことですが、市の関係会議で非常によく話に出てきます。先ほど話が出た学校の委員会も地域です。学校も地域に頼って盆踊りやお祭りをするということもあると思いますが、市民全体が係わってきますので、それも踏まえた地域作りをしていきたいと思っております。市民全体が一体となって地域福祉に携われるようにしていきたいと思っておりますので、今後ともご協力をお願いいたします。本日は長時間にわたり、ご苦勞様でした。

福祉総務課長 それではこれもちまして、第2回計画策定・推進委員会を閉会させていただきます。本当にありがとうございました。